

【表紙】  
【提出書類】 大量保有報告書  
【根拠条文】 法第27条の23第1項  
【提出先】 関東財務局長  
【氏名又は名称】 ソフトバンク株式会社  
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一  
【住所又は本店所在地】 東京都港区海岸一丁目7番1号  
【報告義務発生日】 2025年4月3日  
【提出日】 2025年4月3日  
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1  
【提出形態】 その他  
【変更報告書提出事由】 該当事項なし

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	フリービット株式会社
証券コード	3843
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者（大量保有者） / 1】

#### (1)【提出者の概要】

##### 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ソフトバンク株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区海岸一丁目7番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### 【法人の場合】

設立年月日	1986年12月9日
代表者氏名	宮川 潤一
代表者役職	代表取締役 社長執行役員 兼 CEO
事業内容	移动通信サービスの提供、携帯端末の販売、固定通信サービスの提供、インターネット接続サービスの提供

##### 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ソフトバンク株式会社 財務統括 インベストメントオフィサー 瀧澤 幸代
電話番号	03-6889-2000

#### (2)【保有目的】

下記「(6)当該株券等に関する担保契約等重要な契約」に記載の本資本業務提携契約に従い、政策投資として保有しております。

#### (3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	1,600,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 1,600,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,600,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2025年4月3日現在)	V	23,414,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		6.83
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2025年4月3日	普通株式	1,600,000	6.83	市場外	取得	1276.48333円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、2025年1月31日付で、発行者との間で、資本業務提携契約書（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結しており、その保有する発行者の株式に関し以下の事項を合意しております。

- (1) 提出者は、本資本業務提携契約の存続期間中、発行者の事前の書面による承諾なく、本資本業務提携契約に基づく第三者割当により取得した発行者の株式の全部又は一部について、譲渡、承継、移転、担保設定その他の処分をしない。
- (2) 提出者は、本資本業務提携契約の終了後、その保有する発行者の株式の全部又は一部を市場内取引（立会内）によらずに譲渡しようとする場合、発行者に対して、譲渡の意思、譲渡希望先、譲渡希望株式の数、譲渡予定日、譲渡価格その他譲渡の主要条件を書面により通知し、発行者は、当該通知を受領した日から21日以内に、提出者に対して書面により通知することで、譲渡希望株式の全部又は一部を自ら取得するか又は発行者が指定する第三者をして買い取らせることができる。
- (3) 提出者は、本資本業務提携契約の存続期間中、(i)発行者の事前の書面による承諾がない限り、直接又は連結子会社（提出者との間で金融商品取引法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」を生じさせる合意を行っていない上場会社を除く。）が所有する発行者の株式の数について、議決権割合が10%以上となる行為（市場からの取得、公開買付けによる取得、組織再編を通じた取得を含むが、これらに限られない。）を行わず、行わせないものとし、かつ、(ii)議決権割合が10%未満となる範囲において、自ら又は連結子会社（上場会社を除く。）が発行者の株式の追加取得を行おうとする場合であっても、事前に書面により発行者に通知する。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	2,042,373
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	2,042,373

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地